

記入例（宿泊サービスの場合）

様式第1号（第4条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市ふるさと納税認定商品登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

伊豆の国市長 宛

（申請者） 〒410-0000

住 所 伊豆の国市長岡 340-1

事業者名 てつざえもんホテル

代表者名 山田 太郎 印

伊豆の国市ふるさと納税寄附金推進事業実施要綱第4条第2項の規定により申請する。なお、申請に当たっては、別紙個人情報取扱業務特記事項を遵守することを誓約する。

1 商品名	フリガナ テツザエモンホテル ペアシュクハクケン(ニシヨクツキ) てつざえもんホテル ペア宿泊券(2食付)
2 種別	<input type="checkbox"/> 商品 <input checked="" type="checkbox"/> サービス
3 販売価格	104,900 円(税込)※梱包代含む
4 商品・サービスのPR	【100文字程度/ポータルサイト等に掲載】 富士山を一望できるお部屋で海鮮など地元食材をふんだんに使った夕食をご堪能ください。朝食は和洋を揃えたバイキングになります。伊豆半島の観光名所にアクセスしやすく、ゆったりと癒しのひと時をお過ごしいただけます。
5 商品・サービスの内容	【内容・容量・注意事項等を記入】 平日限定、1泊2食付、2名様1室、予約状況により平日でもお断りの場合あり
6 発送・提供	① 配送業者 <商品の場合> <input type="checkbox"/> 佐川急便 <input type="checkbox"/> ヤマト運輸 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※返礼品発送に係る送料は、通常は基本配送料を市が負担する。 ただし、必要に応じてクール便の料金負担も認める。 <サービスの場合> <input checked="" type="checkbox"/> 日本郵便（簡易書留） <input type="checkbox"/> 日本郵便（レターパック）
	②温度帯 <input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
	③ 送料※①配送業者がその他の場合のみ記入 【配送先が関東の場合の送料】 440 円

個人情報取扱業務特記事項

(基本的事項)

第1 申請者は、個人情報保護の重要性を認識し、この事業にかかる業務（以下「業務」という。）の処理上知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2 申請者は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 申請者は、個人情報を他に漏らしてはならない。この事業が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第4 申請者は、市の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(収集の制限)

第5 申請者は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写等の禁止)

第6 申請者は、市の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 申請者は、個人情報を他の者に取り扱わせ、又は業務を他に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面による市の承諾を得たときは、この限りではない。

2 市の承諾を得て受注した者がさらに再委託をする場合も同様とする。

(取扱者への周知)

第8 申請者は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(業務完了後の取扱い)

第9 申請者は、業務が完了し、又は解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(処理状況の報告等)

第10 市は、必要と認めるときは、申請者に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 市の承諾を得て受注した者及びその者からさらに再委託を受けた者等も同様とする。

(事故報告)

第11 申請者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第12 申請者がこの特記事項に違反し、その違反により市に損害が生じたときは、申請者はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による賠償の額は市、申請者協議して定めるものとする。